

アセスメントを確保するため、要保護児童対策調整機関等の市町村の関係機関への専門性を有する職員の配置や、都道府県等が実施する講習会等への参加等を通じた市町村の体制の強化及び資質の向上を図る。さらに、市町村は、一時保護等の実施が適当と判断した場合における児童相談所長等への通知を始め、児童相談所の専門性や権限を要する場合に児童相談所に適切に援助を求めるほか、都道府県と相互に協力して、児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証を行う。これらの取組を通じ、市町村は都道府県との連携強化を図ること。

(2) 発生予防、早期発見、早期対応等

虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげる。また、市町村において児童福祉担当部局と母子保健担当部局が緊密な連携を図るとともに、医療機関と市町村が効果的に情報の提供及び共有を行うための連携体制の構築を図ることが必要である。さらに、虐待の発生予防、早期発見等のため、児童委員やN P O、ボランティア等の民間団体等を積極的に活用する。

(3) 社会的養護施策との連携

市町村が子ども・子育て支援を推進するに際しては、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携、市町村の求めに応じて技術的助言等を行う児童家庭支援センターの活用等、社会的養護の地域資源を地域の子ども・子育て支援に活用するための連携が必要である。他方で、地域の里親や地域分散化を進める児童養護施設等において子どもが健やかに成長するためには、市町村、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における都道府県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備をする。また、母子生活支援施設については、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援を受けることができることから、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等の関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図る。

(二) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭の自立支援については、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び寡婦福祉法、同法に基づく国的基本方針及びこれに則して都道府県等が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進する。

(三) 障害児施策の充実等

障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診断等を推進することが必要である。

また、障害児等特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障害等に応じた専門的な医療や療育の提供が必要である。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、児童発達支援センター等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通して地域の障害児等特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実に努めることが必要である。

さらに、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害を含む障害のある子どもについては、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、当該子どもが自立し、社会参加をするために必要な力を培うため、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図るとともに、専門家等の協力も得ながら一人一人の希望に応じた適切な教育上必要な支援等を行うことが必要である。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報を提供するとともに、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要である。また、本人及び保護者と市町村、教育委員会、学校等とが、教育上必要な支援等について合意形成を図ることが求められる。

特に発達障害については、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知も必要であり、さらに家族が適切な子育てを行えるよう家族への支援を行うなど、発達障害者支援センターとの連携を密にしながら、支援体制整備を行うことが必要である。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、障害児等特別な支援が必要な子どもの受入れを推進するとともに、受入れに当たっては、各関係機関との連携を図ることが必要である。

3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

次に掲げる施策を踏まえつつ、各市町村の実情に応じた施策をその内容に盛り込むこと。

(一) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下「憲章」という。）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という。）において、労使を始め国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされている。

このため、市町村は、地域の実情に応じ、自らの創意工夫の下に、次のような施策を進めることができることを望ましい。その際、都道府県、地域の企業、経済団体、労働者団体、都道府県労働局、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや子ども・子育て支援に取り組む民間団体等と相互に密接に連携し、協力し合いながら、地域の実情に応じた取組を進めることが必要である。

(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進及び具体的な実現方法の周知のための広報、啓発

(2) 法その他の関係法律に関する労働者、事業主、地域住民への広報、啓発

(3) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報

の収集及び提供等

- (4) 仕事と生活の調和に関する企業における研修及びコンサルタント、アドバイザーの派遣
- (5) 仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の認証、認定や表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進
- (6) 融資制度や優遇金利の設定、公共調達における優遇措置等による、仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業における取組の支援

(二) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育及び放課後児童健全育成事業の充実、子育て援助活動支援事業の設置促進等の多様な働き方に対応した子育て支援を開発する。

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定めることとされた事項は、次に掲げる事項その他別表第五に掲げる事項とする。

1 区域の設定に関する事項

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めるものとされており、都道府県は、隣接市町村間等における広域利用等の実態を踏まえて、区域（以下「都道府県設定区域」という。）を定めること。その際、都道府県設定区域は、2の（二）の(2)に規定する教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

この場合において、都道府県設定区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。一方、都道府県設定区域は、2の（二）の(2)に規定する教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事

業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) 各年度における教育・保育の量の見込み

各年度における都道府県設定区域ごとの教育・保育の量の見込みについては、参酌標準（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において教育・保育の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準として別表第六に掲げるものをいう。別表第五において同じ。）を参考として、原則として次に掲げる区分ごとに、それぞれ次に掲げる必要利用定員総数（(3)については、特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数の合計）を定める。

また、都道府県設定区域ごとに均衡のとれた教育・保育の提供が行われるよう、地域の実情に応じた見込量を定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すことが必要である。

必要利用定員総数を定める際に、必要に応じて、地域の実情を踏まえて社会的流出入等を勘案することができる。この場合には、地方版子ども・子育て会議においてその算定根拠を調査審議するなど、必要利用定員総数の算定根拠の透明化を図ること。

なお、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に当たっては、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における見込みの数値と整合性がとれるよう、一の2の（三）に基づき都道府県は市町村に、一定期間ごとに報告を求める等の連携を図るとともに、広域的な観点から市町村子ども・子育て支援事業計画を調整する必要があると認められる場合には、十分な調整を図ること。

- (1) 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。）に係る必要利用定員総数（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。）
- (2) 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）に係る必要利用定員総数（認可外保育施設等を

利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。)

(3) 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもも 年齢区分ごとの特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数の合計数（認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。）

（二）実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等

（1）実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、都道府県設定区域ごと及び次のアからウまでに掲げる区分ごとに、それぞれ次のアからウまでに掲げる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

その際、子ども・子育て支援制度が、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保を目的の一つとしていることに鑑み、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望を十分に踏まえた上で定めること。

この場合において、都道府県は、「待機児童解消加速化プラン」において目標年次としている平成二十九年度末までに、（一）により定めた各年度の量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

都道府県は、保育の提供を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、当該事業者への情報の提供を適切に行う等、多様な事業者の参入を促進する工夫を図ることが必要である。

なお、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に当たっては、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、こ

れを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期と整合性がとれるよう、一の2の(三)に基づき、都道府県は市町村に一定期間ごとに報告を求める等の連携を図るとともに、都道府県設定区域内の関係市町村の市町村子ども・子育て支援事業計画を調整する必要があると認められる場合には、円滑な調整を図ることが必要である。

なお、「待機児童解消加速化プラン」等により、認可外保育施設の認可施設への移行を支援しているところであるが、当分の間、イ及びウについては、市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等による保育の提供体制の確保について、イ及びウに定める確保の内容に加えて記載することを可能とする。

ア 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 特定教育・保育施設及び幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。）

イ 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 特定教育・保育施設

ウ 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 年齢区分ごとに係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）

(2) 都道府県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

ア 都道府県の認可、認定に係る需給調整の基本的考え方

(ア) 都道府県知事は、認定こども園法第三条第七項の規定により、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下(ア)において同じ。）に関する認定の申請があった場合において、当該認定こども園が所在する都道府県設定区域における次のaからcまでに掲げる利用定員の総数が、それぞれ次のaからcまでに定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における必要利用定員総数（当該年度に係るもの）を以て超えることになると認めることは、認定

こども園の認定をしないことができる。

この際、都道府県知事は、当該認定申請に係る認定こども園が、同条第五項の規定に基づく基準に該当し、かつ、同条第一項又は第三項の条例で定める基準に適合している場合は認定するものとすることとされているため、認定に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべきものであることに留意が必要である。

- a 特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。） 特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）
- b 特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。） 特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）
- c 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）の利用定員の総数（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。） 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

(イ) 都道府県知事は、認定こども園法第十七条第六項の規定により、幼保連携型認定こども園に関する認可の申請があった場合において、当該幼保連携型認定こども園が所在する都道府県設定区域における（ア）のaからcまでに掲げる利用定員の総数が、それぞれ（ア）のaからcまでに定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における必要利用定員総数（当該年度に係るもの）をいう。）に既に達しているか、又は認可申請に係る幼保連携型認定こども園の設置によってこれを超えることになると認めるとときは、幼保連携型認定こども園の認